

事務連絡

令和8年3月19日

都内区市町村廃棄物行政担当 各位

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）

平素から、都の産業廃棄物及び資源循環行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、都庁内や一部区市等から、来年度の委託契約の締結に当たり、廃棄物処理業務の委託先に対して、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっていることを踏まえ、廃棄物処理業者に対して貨物自動車運送事業に係る許可等（いわゆる「緑ナンバー」）を求めることに関する相談等が寄せられております。

このことにつきまして、先般、環境省及び国土交通省から事務連絡（令和8年3月16日付け環境省環境再生・資源循環局資源循環課・廃棄物適正処理推進課事務連絡及び令和8年3月16日付け国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長事務連絡。以下、それぞれ「環境省事務連絡」、「国土交通省事務連絡」という。）が発出されましたのでお知らせいたします（別添）。

環境省事務連絡及び国土交通省事務連絡において、廃棄物処理の主たる業務は、廃棄物の「収集・処分」であり、これらの業務を完遂するために付帯して行われる運搬行為については、貨物自動車運送事業法の許可等（緑ナンバー）は要しないものと解され、従来の取扱いを変更するものではない旨が明確化されていますので、これまで通り、法令等に沿った適切な取扱いをお願いいたします。

本件は、区市町村が発注する産業廃棄物の収集運搬や処分等の委託契約での取扱い上、関連があることから、関係部署への周知をいただけますよう、重ねてお願いいたします。御不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課（指導担当）

TEL：03-5388-3586